

研究課題：腸管病変の超音波を用いた診断能について

1. 研究の目的

腸管病変は、様々な病態にみられるが、超音波を用いた際の診断能を明らかにします。

2. 研究の意義

腸管病変は、腫瘍、感染、炎症や先天性疾患など様々な病態で生じます。腸管に病変が生じた場合は、腸管通過障害や下血、下痢などの貧血、栄養不良を招く可能性があります。また、消化管穿孔や腸閉塞など緊急で加療が必要な場合もあります。超音波は、小児領域でははじめに行われる画像検査であることが多く、ここで病変を指摘できるかどうかは、この後の検査計画や治療計画に影響します。実際の臨床現場における腸管病変の超音波を用いた診断能を報告した研究は少ないです。今回、腸管病変が疑われた患者様に超音波検査でどのような所見があったのか、病変を指摘できたのか、そしてそれがどのように役立ったかを検討します。診断に役立つ所見、そして超音波の診断能がわかることによって、より適切に次検査の計画や治療方針にアドバイスが可能となると考えられます。

3. 研究の方法

2000年9月から2024年11月までの腸管病変が疑われ、超音波検査が行われた患者様の臨床情報と経過、治療法、画像所見を後方視的に調べます。

4. 研究期間

2025年1月（倫理委員会で承認を得られた日）から2025年12月まで。

5. 研究に用いる資料・情報の種類

臨床情報と画像検査、その後の経過に関する事柄（画像、検査所見、治療方法、臨床所見）を調べまとめます。画像（個人情報は一切含まない）が論文内に掲載されることがあります。

6. 外部への資料・情報の提供、研究成果の公表

この研究で得られた結果は、医学雑誌などに公表されることがありますが、患者様の名前など個人情報は一切分からないようにしますので、プライバシーは守られます。また、この研究で得られたデータが本研究の目的以外に使用されることはありません。

7. 研究組織

研究機関：地方独立行政法人埼玉県立病院機構 埼玉県立小児医療センター

実施責任者：放射線科 医長 細川崇洋

実施分担者：放射線科 副病院長 小熊栄二

放射線科 科長 田波穰

放射線科 医長 佐藤裕美子

8. お問い合わせ先・研究への参加を希望しない場合の連絡先

研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、資料・情報が当該研究に用いられることについて患者様もしくは患者様の代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としないので、2025年6月30日までに下記の連絡先へお申出ください。その場合でも患者様に不利益が生じることはありません。

地方独立行政法人埼玉県立病院機構
埼玉県立小児医療センター
医事担当（代表 048-601-2200）